大規模災害等発生時の生徒等引き渡し 保護者用マニュアル

(1) 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害(地震・土砂災害等)が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ 恐れがあるとき

(2) 保護者引き渡しについての連絡手段

- ①通信手段(携帯メール・電話)が使えるとき
 - → 学校から、保護者あて緊急メールまたは電話により連絡し、お子さんの引き取り を依頼します。

②いっさいの通信手段が途絶し連絡できないとき

- → 学校に児童生徒等を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。
 - 「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するよ うお願いします。
- (※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。) なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

(3) 引き渡し場所

①大規模な自然災害(地震・土砂災害等)が発生し、大きな被害が出たとき

原則、**厚東川中学校**を引き渡し場所とします。被害等で学校での引き渡しが不可能と 判断した場合は、二次避難場所をメール、電話等で連絡します。

②不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

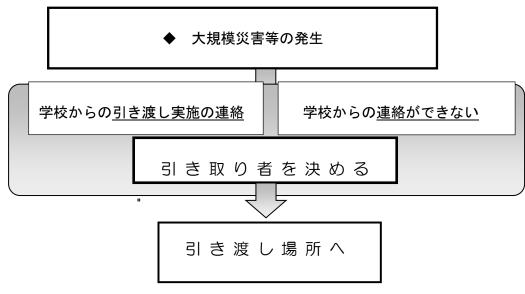
原則、厚東川中学校を引き渡し場所とします。児童生徒等の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

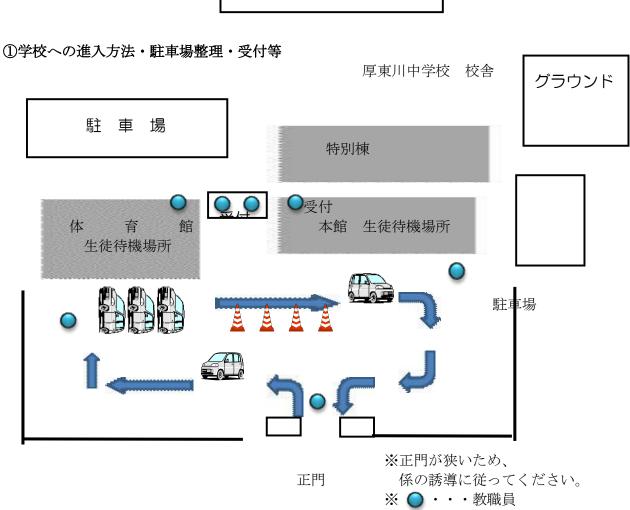
(4) 「緊急時引き渡しカード」の提出 ※ (別紙) 参照

円滑かつ安全な引き渡しのために、<u>引き渡しカードを使用</u>して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

- ①引き取りに来る人(引き取り登録者)を決めて、<u>「引き渡しカード」</u>に記入してください。
 - I引き取り登録者の1番には、保護者を登録してください。
 - Ⅱ引き取り登録者の2番以降は、1番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者(保護者・親族等)を登録してください。できるだけ4番までの引き取り登録者を記入してください。
 - Ⅲ保護者以外の引き取り者は、<u>お子さんが氏名やお子さんとの関係を確認できる人</u>をお願いします。
- ②学校への提出後、「保護者控え用」を返却しますので、家庭で保管してください。
- ③「引き渡しカード(携帯用)」は、押印後、切り取られて、それぞれの引き取り者に渡してください。引き渡し時に必要になりますのでご持参ください。

(5) 引き渡しの手順





②引渡者の確認

I 教職員に、「引き渡しカード(携帯用)」を渡し、「○○の(母)です。」と告げてください。

Ⅱその後、お子さんによる確認をします。

Ⅲ「引き渡しカード」を忘れた場合は、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

※確認がとれない場合は、引き渡しできません。

③引き渡し

- ①お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。
- ②学校からの連絡事項を確認します。
- ③ <u>自宅以外の場所に</u>お子さんを引き取る場合の連絡先などは、必ず担当の教職員に伝えてください。

④お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しが実施できるようにしています。 勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。